

議案第 5 4 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号及び第 4 号を削る。

第 3 条の 2 第 1 項中「別表第 6」を「別表第 3」に改める。

第 4 条第 4 項中「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削り、同条第 5 項中「又は医療職給料表（一）」を削る。

第 9 条第 1 項ただし書中「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「9 級職員等」を「（以下「9 級職員」に改め、同条第 3 項中「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「8 級職員等」を「（以下「8 級職員」に改める。

第 1 0 条第 1 項、第 2 項並びに第 3 項第 2 号及び第 3 号中「9 級職員等」を「9 級職員」に改め、同項第 4 号中「8 級職員等」を「8 級職員」に、「9 級職員等」を「9 級職員」に改め、同項第 5 号中「9 級職員等」を「9 級職員」に

改め、同項第6号中「8級職員等」を「8級職員」に、「9級職員等」を「9級職員」に改める。

第10条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第12条第2項中「別表第7」を「別表第4」に改める。

第23条の2第1項中「(医師の宿日直勤務にあつては、21,000円)」を削る。

第24条の3第2項中「別表第8」を「別表第5」に改める。

第24条の4第11号及び第12号を削る。

別表第1備考中「第3条第2号及び第4号アからウまでに掲げる給料表」を「技能労務職給料表」に改める。

別表第3から別表第5までを削る。

別表第6中ウからオまでを削り、同表を別表第3とする。

別表第7中医務手当の項、放射線取扱手当の項、夜間看護等手当の項及び臨床検査手当の項を削り、同表を別表第4とし、別表第8を別表第5とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に支給事由の生ずる給与の支給について適用し、同日前に支給事由の生じた給与の支給については、なお従前の例による。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「8級職員等」を「8級職員」に、「8級以上職員等」を「8級以上職員」に、「9級職員等」及び「9級以上職員等」を「9級職員」に改める。

理 由

職員の処遇を見直すため近隣市等の状況を考慮し地域手当の支給割合を引き上げるとともに、リハビリテーション病院の廃止に伴い医療職給料表等の規定を削る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。